

区民の皆様へ

中央区区長 小田 満

道路上に張り出している樹木等の管理のお願い

日頃より区の運営につきまして、多大なご支援、ご協力を頂き感謝申し上げます。さて、表題の件につきまして、道路上に私有地より樹木や草がはみ出ていると、歩行者や自動車の通行に支障を来すほか、見通しが悪くなり、交通事故を引き起こしてしまう恐れがあります。

私有地からはみ出している樹木等は土地所有者に所有権があるため、はみ出している枝や草などで事故や怪我をされた場合、その土地所有者に賠償責任が発生する場合があります。（民法第717条、道路法第43条）

道路の安全確保と快適な利用ができるよう、枝打ちや伐採など適当な管理をお願いします。大雨や雪などで道路上に垂れ下がる竹などの樹木も対象になります。

道路の建築限界

道路法第30条および道路構造令第12条では、自動車や歩行者の安全な通行を確保するために、車道の上空（4.5メートル）、歩道の上空（2.5メートル）の範囲内に電柱、信号機、樹木等の障害となるような物を置いてはいけない空間として定められています。

建築限界の範囲

（普通道路の場合）

